

平成26年 第2回

南会津町議会臨時会 会議録

南会津町議会

平成26年第2回南会津町議会臨時会 第1日

議事日程 (第1号)

平成26年8月11日(月曜日) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 報告第 4号 専決処分の報告について
専決第11号 損害賠償の額の決定並びに和解について
日程第 4 議案第75号 工事請負契約について(伊南保育所建設事業建築主体工事)
日程第 5 議案第76号 平成26年度南会津町一般会計補正予算(第3号)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(17名)

1番	大桃英樹	議員	2番	星光久	議員
3番	湯田良一	議員	4番	室井嘉吉	議員
5番	室井実	議員	6番	湯田哲	議員
7番	渡部優	議員	8番	楠正次	議員
9番	高野精一	議員	10番	山内政	議員
11番	渡部忠雄	議員	12番	湯田秀春	議員
14番	阿久津梅夫	議員	15番	五十嵐司	議員
16番	大竹幸一	議員	17番	菅家幸弘	議員
18番	芳賀沼順一	議員			

欠席議員(1名)

13番 星登志一 議員

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
五十嵐竹則	教育長	芳賀美恵子	会計室長
角田厚	総合政策課長	湯田文則	総務課長
相原盛隆	商工観光課長	星不二夫	税務課長
渡部正義	住民生活課長	舟木由紀子	健康福祉課長
鈴木忠男	建設課長	長沼豊	環境水道課長
大竹洋一	農林課長	星正信	農業委員会 事務局長
馬場秀成	学校教育課長	湯田順一	生涯学習課長
星善光	舘岩総合支所長	穴戸英樹	伊南総合支所長
馬場美光	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

室井裕	事務局長	鈴木雄蔵	事務局長補佐
-----	------	------	--------

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○芳賀沼順一議長 おはようございます。

台風一過の暑いところ、ご苦労さまです。

それでは、ただいまより平成26年第2回南会津町議会臨時会を開会します。

都合により欠席する旨、届け出のあった議員は13番、星登志一君であります。



◎議事日程の報告

○芳賀沼順一議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。

大変暑くなっておりますので、上衣の脱衣を許可します。



◎会議録署名議員の指名

○芳賀沼順一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番、大桃英樹君、14番、阿久津梅夫君を指名いたします。



◎会期の決定

○芳賀沼順一議長 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決しました。

◇

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○芳賀沼順一議長　ここで議長から申し上げます。

これから議題となります日程第3、報告第4号から日程第5、議案第76号までの議案審議に当たりましては、南会津町議会基本条例第10条の規定により質疑の応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条のただし書きの規定により質疑の回数が3回を超えることを許可し、同規則第56条の規定によりその発言時間は答弁を含めおおむね30分に制限することにいたしますので、その趣旨は簡潔明瞭に質疑されるよう、ご協力方よろしくをお願いします。

次に、日程第3、報告第4号　専決処分の報告について。専決第11号　損害賠償の額の決定並びに和解についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長　おはようございます。

平成26年第2回南会津町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多用のところご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、今臨時会に提出をいたしました各議案の提案理由の説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

初めに、報告第4号　専決処分の報告についてをご説明を申し上げます。

専決第11号　損害賠償の額の決定並びに和解についてであります。本件は、本年3月12日に南会津町大橋字久保田地内において、町有車が町道から県道に左折する際、視界不良により直進してきた相手車両と接触し損傷させたものでありまして、過失割合を町80%、相手方20%として、相手方に対して賠償金13万3,600円を支払うことで協議が調いましたので、損害賠償の額の決定並びに和解について、去る6月26日に専決処分をしたものであります。

以上、ご報告申し上げますので、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

よろしくお願ひいたします。

○芳賀沼順一議長　これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第4号 専決処分の報告についてを終わります。



◎議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第4、議案第75号 工事請負契約について（伊南保育所建設事業建築主体工事）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、議案第75号 工事請負契約についてをご説明申し上げます。

本案は、伊南保育所建設事業建築主体工事の請負契約について、条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

本工事の概要は、木造平家建て、延べ床面積766.82平方メートルでありまして、建築工事業者11社を指名し、去る7月28日、指名競争入札を執行した結果、請負金額1億5,724万8,000円で株式会社新井組が落札いたしましたので、同社と工事請負契約を締結するものであります。

なお、工期は平成27年8月31日までを予定しております。

以上、ご説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

よろしく申し上げます。

○芳賀沼順一議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第5、議案第76号 平成26年度南会津町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、議案第76号 平成26年度南会津町一般会計補正予算（第3号）をご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1億2,490万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ126億5,118万7,000円とするものであります。

歳入から各款別にご説明いたします。

第17款寄付金は、去る8月6日の議員懇談会でご説明いたしましたように、南郷地域医療施設及び関連施設に係る財産取得に関し、地権者より寄附の申し出があったことに伴い補正するものが主な内容でありまして、1,020万円を追加補正するものであります。

第18款繰入金は、財政調整基金の繰り入れでありまして、1億1,000万円の追加補正であります。

第21款町債は、本年7月8日から10日に発生 of 梅雨前線豪雨災害関連の農林水産施設災害復旧事業に係る起債の追加でありまして、470万円を追加補正するものであります。

次に、歳出について各款別にご説明いたします。

第2款総務費は、南会津町空き家等の適正管理に関する条例に基づき、田島地域の危険空き家1棟について所有者等との協議が調ったことから、その解体撤去工事費を補正するものでありまして、450万円の追加補正であります。

第10款教育費は、歳入でご説明いたしました南郷地域医療施設の財産取得に関連した寄附金を奨学資金貸与基金に繰り出すものでありまして、1,000万円の追加補正であります。

第11款災害復旧費は、歳入でご説明いたしました梅雨前線豪雨災害関連の経費でありまして、949万5,000円を追加補正するものであります。

第13款諸支出金は、南郷地域医療施設に係る土地及び建物取得費の計上でありまして、1億640万8,000円の追加補正であります。

第14款予備費は、歳入との関連で550万3,000円を減額補正するものであります。

また、地方債の追加は第2表地方債補正のとおりであります。

以上、ご説明を申し上げましたので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 一般補正7ページの危険空き家のことなんですが、これ1棟について話が調ったということなんですが、どこの建物なのかということと、それから、これ450万を一旦町で出しておいて後から本人からもらうという意味なのか、その辺を伺います。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 答えいたします。

場所につきましては、南会津地方合庁前の上り口のところでございまして、あそこの空き家1棟でございます。住所は西町甲4332番地のロということになっています。

もう1点のご質問なんですが、ご確認をさせていただきますが、450万を町で支出をして、その後その費用について回収をするのかというおただしでありますか。

〔「はい」と言う者あり〕

○角田 厚総合政策課長 わかりました。

この建物につきましては、所有者と安全の確保について協議、あるいは指導ということで進めてまいりましたが、実際の建物の所有者が実は生活困窮者でございまして、現在東京のほうにお住まいなんですが、その資力をもってこれを安全確保ができないという町の判断から、町のほうで除却をするということでございます。

その後、この費用については、今申し上げましたように、資力等の調査をさせていただきましたところ、所有者のその能力、要は支払い能力がないというような判断をしながら、ここについては所有者からのお金の徴収はしないという考え方でおります。

以上です。

[発言する者あり]

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 つけ加えさせていただきますが、ここの建物の底地でございますが、ここにつきましては、所有者は別でございますけれども、町のほうにその後無償で貸借をさせていただきながら、町有の駐車場、あと冬期間の雪の堆雪場所として利用させていただくというようなことで、町としましてもその後、跡地を公共的な福祉という観点の中で利活用を図っていくという観点でこのような予算計上となりました。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 この空き家関係の条例をつくるときに、何か、ちょっと金額は忘れましたが、何か補助をする場合があったかなと思うんですけれども、たしかそのときにはそういう補助制度みたいのはあっても、もちろん上限はありますけれども、何ていうかな、町が全額工事費を負担するというのはなかったと思うんですよね。

ですから、その辺、何ていうかな、例外的なのか、あるいは今後こういうことがいっぱい発生するとお金も大変でしょうから、その辺どういう捉え方をしたらいいのか伺います。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 お答えいたします。

今回のケースは本来であれば、条例で申し上げますと、議員おただしのとおり、その費用については個人から徴収することができるという条文になっております。

今回のこのケースにつきましては、先ほど申し上げましたように、いろいろ所有者の調査をさせていただきながら例外的な取り扱いということで、特に、ご存じのとおり、あの場所が通学路に面している、あるいは住宅密集地というようなことで、危険度が高いというような判断の中で例外的な取り扱いということになります。

○芳賀沼順一議長 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 もう1点伺いますが、その底地については後から町のほうに寄附してもらえると、伺いましたけれども、それは……

[「寄附ではない」と言う者あり]

○16番 大竹幸一議員 じゃなかったっけか。

[「無償で提供」と言う者あり]

○16番 大竹幸一議員 無償で提供ということは寄附と同じみたいな……

〔「違う」と言う者あり〕

○16番 大竹幸一議員 違うっけか。

〔「無償で貸すという話でしたよ」と言う者あり〕

○16番 大竹幸一議員 そうですか。無料で貸すということですか。じゃ、ちょっと、ああ
そうか。

その場合の金額もちょっと調べたとしたらば、金額とこの450万がこうツープイということ
になって、そういうことで無料化したのかなと思ったんですが、そうすると、町でもらえるん
ではないんですね。それは無償で借りられると。そうですか、わかりました。

〔発言する者あり〕

○芳賀沼順一議長 ちょっと待ってください。いいですか。9番、先ほど手挙がりしましたが、
よろしいですか。

2番、星光久君。

○2番 星 光久議員 1軒450万という形なんですけど、坪数にしてどのぐらいの坪数、一坪
何ぼとか、そういう形でどのぐらいの坪数があるんですか。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 面積で申し上げますが、建物の1棟270.89平米と、付随する小屋
が1棟ございまして11.64平米になっております。建て坪数でいきますと、大体八十二、三坪
になりますか。

〔「80坪」と言う者あり〕

○角田 厚総合政策課長 ということでございます。

○芳賀沼順一議長 よろしいですか。

星光久君。

○2番 星 光久議員 そうすると、坪単価というか、そういう形で単純計算すると、何ぼだ、
55万ぐらいになるんですか。

○芳賀沼順一議長 坪数の単価という質問ですが、大丈夫ですか。

総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 答えいたします。

今まで申し上げました80坪というような換算でいきますと坪5万6,000円というような形で
非常に高額になっておりますが、実は構造が木造亜鉛モルタル瓦ぶきなんですけど、その瓦のほ
うにアスベストが含有しているという可能性がありましたものですから、予算上は最上限で今

回補正予算を計上させていただきました。

撤去する中で業者については町内のこの撤去できる業者を考えておりますが、その中で実際の執行額についてはこれよりは落ちるといような考え方でおりますが、計上の仕方としましてはそのような考え方で計上申し上げましたので、よろしくお願いたします。

○2番 星 光久議員 議長、もう1点。

○芳賀沼順一議長 星光久君。

○2番 星 光久議員 そうすると、今特別いろいろなアスベストだのいろいろ使っているから、坪単価も55万になるって言ってしまたけども。5万5,000円高いと。普通だと、普通、相場というか、そういうやつだと坪数何ぼぐらいの単価で付議をするんですか。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 答えいたします。

木造であったり、いろいろなスタイルがあるかと思いますが、一般的には1万3,000円から1万五、六千円、今まで出てきたものについてはそのような状況になっております。ただ、これは構造によってかなり変わりますので、そこのところについてはご理解を賜りたいと思います。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございますか。

9番、高野精一君。

○9番 高野精一議員 るる、この景観づくりについての話があって、大体わかりましたんですが、1つ気になった点としては、この無償で町が借り受けて使用するという話がありましたが、これ一応年数の縛りとか、前はたしかそういう町の金を使ってやったときは何年という縛りがたしかあったと思うんですが、それを明確にもう1回お知らせしていただければありがたいと思うんですが。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 その町の縛りについてはちょっと私のほうで理解しておりませんでしたけれども、今回の使用貸借については5年というふうに考えております。これにつきましては、県のこういったリフォーム等の、実は補助金、補助制度もございまして、その件におきましても5年というような縛りを持っておりますので、そこと、ある意味、整合性をとらせていただいて、今回進めたいと考えておりました。

○芳賀沼順一議長 9番、高野精一君。

○9番 高野精一議員 たしかそのような説明、私もこう聞いたような気がしたので、たしか

これ5年、これは、町でその資金をその前に、使用する場合に、町でかかった金を払えば、その前にその縛りはなくなるような話も聞いておった記憶がありますが、この5年、せっかくここで県が5年だからこれに合わせて5年だという形に町は捉えていると思うんですが、やっぱり人の気持ちというのはいろいろ変わるときもあるし、これたしか、そこの地権者は好意的にそういうふうになお言ってくれる面もあると思うんですが、これから主にこういう物件が数の中には出てくると思うんで、町としてはやっぱりこの5年の縛りから10年とか、そういう形で町が使用しやすい状態につくる形は持つことはないのか、どうかひとつその点伺いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

今おただしのように、今回の件はそのようなことで話を進めさせていただきました。進めようと思っています。やはり本当にあそこの建物そのもの、象徴的な物件でありますし、ほかにもありますけれども、町としてはそういう中での所有者といたしますか、あるいは責任者、そういう人たちとしっかり話し合いを進めながらやっていきたいと思います。そういう意味で、今回、建物の所有者に関しましては今、総合政策課長のほうから説明があったとおりでございますけれども、地主に関しましては、土地の所有者に関しましてはそのようなことをご理解をいただいて、町としては今回のこの対応をしていきたいということでもあります。

基本的には、これからいろいろなケースが出てくるかと思いますが、そのいろいろな条件等もあろうかと思いますが、基本的なことをまず決めて、そしてそういうことを対応していくのがやっぱり大事なことだと思いますので、その辺も含めて、これが一つの基本になるかと思いますが、そのようなことも含めて、町としてしっかりその場合場合のその対応をしっかりと決めていきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 高野精一君。

○9番 高野精一議員 一つは、あそこの通りが通学路になっているという、昔からの町の国道というか、昔からの道なものですから、あそこに生活している人たちが大変高齢者になってきたということが1点で、そうすると、雪の排雪がみんな困難になってきているものですから、できるだけやっぱりそういう雪捨て場という観点から考えれば、今ちょっと長くそういう空き地を利用する施策をとっていただければ、これは町としてもやりやすい仕事ができるんじゃないかと思うんで、その辺を含めながらひとつ考慮して土地の賃貸をしていただきたいと思います、こう思いますので、意見として申し上げておきます。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございますか。

7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 ただいまの10、景観づくりの推進費と、それから次のページの財産取得の件について、2点についてお伺いいたします。

まず、1点目。ただいまの議論もありましたけれども、この全額を出すということで、特別例外な形だというふうに説明いただいたんですけれども、その例外措置をできることの条例は書いてあるのでしょうか。ちょっと確認していないんですけれども、私。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 お答えをいたします。

例外というよりも、この撤去費用を徴収するという文言が条例にございますが、その徴収することができるということで、徴収しなければならないというような中ではないという中で、できるという表現をもとにしながら、この、こういったいわゆる危険同等との判断の中で、ここについては判断をさせていただきました。根拠としてはそこでございます。

○芳賀沼順一議長 渡部優君。

○7番 渡部 優議員 できる、しなければならないの、私は、何も根拠がない拡大解釈かなというふうには思ったんですけれども、やはりこれだけのお金を支出をするには根拠がないといけない。明確性がない。ですから、これはやはり、例えばここでいう空き家対策事業としてやるのであれば、空き家の条例の中でしっかりと例外はこういうことですよと明示しなければいけないと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 お答えします。

あの条例の、ご存じのとおり、規定の中で全てを網羅するという事はなかなか難しい。その条例の中でのさらに下の規則なり要綱なりの中でのその位置づけというものがあろうかと思っておりますので、そこについては、条例に基づく条文のさらにその解釈について要綱なり、あるいは規則なりの中で、現在のところについては、今のケースについては定めておりませんでしたので、検討したいと考えております。

○芳賀沼順一議長 渡部優君。

○7番 渡部 優議員 公金を支出するわけですから、根拠を明確にして支出していただきたい。それだけ申し上げておきます。

それから、2つ目の質問ですけれども、財産取得費の件でございますけれども、急遽、総務

委員会で財産取得ということで現場を視察というか、見てきましたけれども、使われていない土地が非常に多いことを感じました、まず。そして、まず、この間の議員懇談会の中での必要性は認めますけれども、ただその取得に関しては非常に広い、そして原野もある。原野の説明を聞くと雪の捨て場だというふうなことで、これだけ広ければどこにでも捨てられるような状況だというふうに私は見てとれましたけれども、もう1点は、国道沿いに広い宅地、前住んでいるところがあったということ。取り壊して、きれいに砂利敷きになっていましたけれども、これも広大に広い。

このことから、やはり契約した後の契約案件ということで議会にもう1回出ると思うんですけども、ぜひそれまでに土地利用の計画書を出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

面積が広いと必要以上に買ったんじゃないかというような疑念かと思えますけれども、いずれ……

〔「疑念ではないです」と言う者あり〕

○大宅宗吉町長 町としていろいろな公共施設、あるいは土地を取得する場合、相手もいることですし、そういう条件の中でいろいろなケースが出てくるかと思えます。あそこの土地そのものは確かに広大な土地でありますし、もともとの住宅のあったところを解体して、空き地といたしますか、更地にされたという部分もありますし、いずれにしても、あそこは公共施設がいっぱい私どものほうでもありますので、いずれはどういうような状況になるかわからないこともやっぱり考慮すれば、そしてまた持ち主の意向そのものも考慮すれば、このような今回の対応となったということでありまして、そういうケース・バイ・ケースとかいろいろこうあるかと思えます。

そうした中で、今後あそこの土地をどのようにするかということ、とりあえずといいますか、雪捨て場とか、あるいはいろいろな場合の待避所といいますか、そのようなことに活用できるかと思えますけれども、それも含めて、あれだけの集まっている地域でありますから、今後町としての土地の利用、あるいはそういう施設の利用をしっかりと検討していきたいと、そのように考えております。

○芳賀沼順一議長 渡部優君。

○7番 渡部 優議員 合併して相当の財産を、余り余っている財産があるわけですけども、

その中で新しい土地を買うということでもありますので、しっかり土地利用計画を立てて取得していただきたいというように思います。とりあえず買うというのはとんでもない話だというふうに私は思っていますので、しっかりそれは示していただきたいというふうに思います。

それから、アパートの取得ですけれども、これは、先ほど町長がおっしゃったように、相手がいることでいろいろ条件もあるだろうという、それは十分承知していますけれども、その辺のアパートの取得に関してはどのようなやりとりをするつもりでしょうか。また、申し出があったのでしょうか。

○芳賀沼順一議長 南郷総合支所長。

○馬場美光南郷総合支所長 お答えいたします。

土地、それから住宅等についてもこの機会に一緒に買ってほしいというのが持ち主の意向です。

特にこのアパート施設については、南郷、民間の貸し家、アパート等がございませんので、実は南郷の若者が公営住宅に入りたいといった際にも、なかなか収入面での基準に合わず、残念ながら入れず、田島地域に來たり地域を離れてしまったりするケースもございますので、そういうときの場合にも、ぜひアパートを取得して持っていたいというのが1つございます。

もう一つは、地区に4世帯入るアパートになっておりますが、そこ満杯になっておりまして、現在、今後も継続して入りたいというような希望がございますので、まずは町で取得をして活用しながら、もしあけば民間の希望者にも使っていただくようにというようなことで考えております。

以上です。

○芳賀沼順一議長 渡部優君。

○7番 渡部 優議員 一体的に買ってほしいという売り手側の要望だということに理解しました。

それから、この間、先ほど議論で若干説明がありましたけれども、又貸しの件でちょっと、ちょっとじゃない、議運のほうで若干説明がありました。議員懇談会の中で質問を申し上げた中身ですけれども、確認したいと思います。

平成17年に中谷先生と本名村長、当時の、あともう1社はどこだと言ったっけ、木の葉の当時の理事長さんかな、細井さんですけれども、3者で契約書まで交わしているということ。無償で貸与するというふうな契約書を交わしたんだと。それからずっと続いているんだというふうな説明。ほかの方、議運じゃない方はわからないと思うんですけれども、そういう説明がご

ざいました。その後、合併後ずっと来て、今9年目になるわけですけども。平成17年から見ると10年目です。

今回こういう議案が出たということで、きちっと確認はしていますか。例えば、木の葉の収支決算書を見るとか、私は一遍見たことがあるんですけども、その中でお金が動いているか、動いていないかわかりますので、そういったこと確認していますか。ずっと45万補助しているんでしょう、ここ9年、10年。そこを確認してなかったらしていないで答えをもらって結構です。ここ質疑なので、お願いします。

○芳賀沼順一議長 南郷総合支所長。

○馬場美光南郷総合支所長 お答えいたします。

実は、平成17年に無償でというような契約がございましたので、そんなことで南郷支所においてもそういうふうに捉えておりました。前回の議員懇談会の中でそんなようなお話が出ましたので、それぞれ木の葉、それからなかやクリニックさんを訪問しまして、確認をしました。

木の葉においては、当初から顧問会計士、会計事務所の方の指導で、貸借料の一応の基準があって、納めた形でまた寄附金でもらっているような場合については、木の葉の会計上処理として一度支出に上げて寄附金の収入を上げるというような指導がありましたので、そのままのことでやっていますというようなことで、実際現金の授受はないがそういう経理をしているというような話がございました。

同時に、なかやクリニックを訪問して確認をいたしましたが、なかやクリニックについては、一応金額の基準等についてはこのくらいの価値があるんだよという額を示しながら、実は、金銭の授受はないが使用料をもらったことにして寄附金で納めるという形をとっていますが、病院のほうの会計には一切計上をしていませんというようなことでお答えをいただいております。

以上です。

○芳賀沼順一議長 渡部優君。

○7番 渡部 優議員 経理上の操作で授受がなかったことにしてあるというような話、聞こえなかったんですけども、実際金銭の授受はなかったというふうに判断しているんだろうけれども、よく再度きちっと調べてみてください。そういう調査をする必要もあると思いますので。

なぜかと言うと、毎月45万、補助金として、しかも全額ですから。全額ですよ、何%の補助じゃなくて全額ですから。ぜひ、ぜひじゃない、もう一度精査していただきたいと、それだけ申し上げて質問を終わります。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からお答えさせていただきます。

中谷先生の45万につき、賃貸料の、町がそれを補助していたという件は、合併前から南郷村時代から、この間の議員懇談会の中でもお話し申し上げましたけれども、やはり小野木クリニック、それから中谷先生がもとなかやクリニックともあったんですが、伊南地区ですけれども、そこ。それから、愛輝診療所と。西部地区にはそういう診療所がありまして、その整合性といえますか、そういう中での、町として、南郷村時代ですけれども、そういうことで村の施設として無償で貸すという意味かな、無償ではないんですが、村から出しますから。ですから、そういう意味での整合性ということで、その45万円を出したと。

そういう中で、先ほどお話ありましたように、木の葉に関しましては、中谷先生、それからその当時の本名祐雄村長さん、その中でのなかやクリニックと木の葉の関係ということで、南郷村との関係ということで、その契約がずっと今まで生きてきたということでもありますから、そういう意味で、少なからず公金出す、出さないにかかわらず、いずれにしても町の施設に今度なったり、あるいは援助したり、そういうことに関してはきちんと調査をして、そしてその辺の整合性も図り、そしてきちんとした使用ができるような、そういう、あるいは意見交換、指導、そこまで含めた中で町としてやっていきたい。そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございませんか。ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎閉議の宣告

○芳賀沼順一議長 これをもって本臨時会に付議されました案件の審議は終了いたしました。
上衣の着衣をお願いします。

◇

◎閉会の宣告

○芳賀沼順一議長 以上をもちまして平成26年第2回南会津町議会臨時会を閉会いたします。
慎重なご審議、まことにありがとうございました。
ご苦労さまです。

閉会 午前10時42分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員